

**公益財団法人にいがた産業創造機構が取りまとめて出展する  
海外見本市等への出展要件**

- 1 出展対象企業 : 県内企業で、以下の参加要件に合致し、参加要件を遵守する企業。
- 2 担当職員の派遣 : 原則として、期間中自社担当職員または関係企業職員を派遣する。
- 3 出展目的 : 出展品・出展サービス等の恒常的な取引を目的とすることとし、その場限りの販売等が主たる目的の出展は認められません。
- 4 出展商品の販売規制の遵守
  - (1) 出展商品の販売が禁止されている見本市等で販売することは厳禁です。
  - (2) 一般来場者に対しては販売禁止で、バイヤー等への有償サンプル提供のみ認められている見本市等にあつては、販売を主たる目的とした出展はできません。

※ この場合において、通常、主催者から禁止されている行為（同一商品の大量持ち込みや値札を表示しての販売等）は厳禁です。
  - (3) 一般来場者に対する試験販売が認められている場合であっても、保税状態にある商品について通関手続きをせずに販売することは厳禁です。
- 5 出展の決定と出展スペース

見本市の出展スペースは、公募の前に概算で確保することが通例であるため、出展スペースが限られ、応募多数の場合は、初回の参加者を優先的に決定したり、1社1ブース未満となる場合があるので了承願います。

また、装飾・配置などについては事務局に一任願います。
- 6 N I C O への成果報告義務

会期終了後1か月以内に、商談成果の報告書を別記様式2により提出してください。

また、出展から1年を経過するまでの間、四半期ごとに商談成果についてフォローアップ調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

※ 本報告書は、受益者負担と事業成果の観点から出展者全体像の把握・公表のみに使用し、提出者の同意なしに出展品以外の、個々の情報を開示することはありません。尚、不提出の場合は、以降の参加をご遠慮頂くことがあります。
- 7 本要件を遵守しない場合は、即刻退場頂き、以降の見本市出展を御遠慮頂きます。